

## 地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業実施要領

### 1 事業内容

地域医療構想の推進のため、療養病床又は一般病床を有する病院又は一般診療所が、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。

### 2 支給対象

平成30年度病床機能報告において、高度急性期、急性期及び慢性期（以下、「対象3区分」という。）のいずれかの稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日以降に対象3区分のいずれかの病床を削減する病院等の開設者又は設者であった者。

### 3 支給要件

以下の全てを満たすこと。なお、地域医療構想の実現を目的としない病床削減（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院等）は支給対象とならない。

- (1) 病床の機能分化・連携に必要な病床削減であるという地域医療構想調整会議及び大分県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。
- (2) 病床削減後の許可病床数が平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下となること。
- (3) 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- (4) 病床削減を行う病院等の開設者が、同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院で増床していないこと。

### 4 支給額の算定方法

- (1) 対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり下記の表の額を支給する。なお、病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いる。

病床稼働率	削減した場合の1床あたりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

- (2) 一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床について、1床あたり2,280千円を支給する。
- (3) 上記(1)及び(2)の算定にあたっては、回復期機能及び介護医療院への転換病床数を除く。

## 5 事業実施計画の作成及び認定

- (1) 事業実施主体は、事業計画認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。
  - ア 事業計画書
  - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) 知事は、事業計画の内容を審査し、適当と認めるときは事業計画の認定を行い、事業計画認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

## 6 給付金の交付

給付金の交付に関する事項については、別に定める病床機能再編支援給付金交付要綱に定めるものとする。

## 7 給付金の返還

以下のいずれかの事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ①給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合。（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ②申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(附 則) この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(附 則) この要領は、令和4年2月22日から施行する。

第 1 号様式

年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業計画認定申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住所  
氏名

標記について、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業実施要領 5 (1) の規定により申請します。

記

添付書類 事業計画書  
誓約書  
その他知事が必要と認める書類

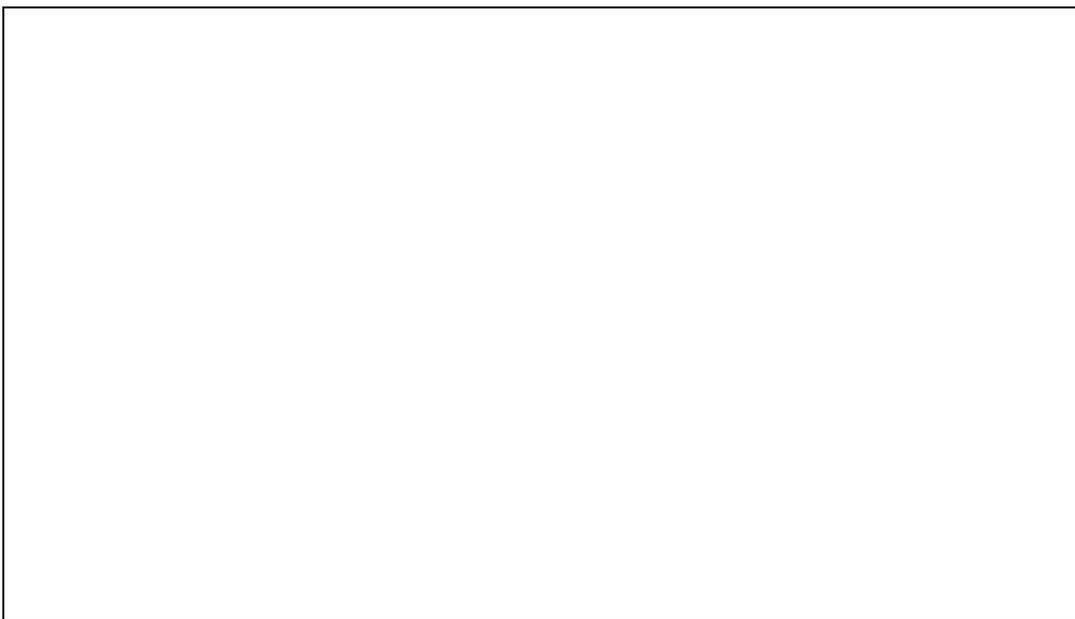
年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業計画書

1 事業の実施内容

(事業実施期間：       年   月   日   ～       年   月   日)



2 事業の効果



※必要に応じ、関係書類を添付すること

第 2 号様式

年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業計画認定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 印

標記について、事業計画書のとおり認定したので、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付事業実施要領 5（2）の規定により通知します。